

福岡県公報

平成24年11月9日
第3445号

目次

告示 (第1888号 - 第1906号)

○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 2
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○救急病院の認定	(医療指導課) …………… 5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 5
○解除予定保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
公 告	
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 6

○一般競争入札の実施	(総務事務センター) …………… 8
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 11
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 12
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課) …………… 14

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課) …………… 15
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 15
○政治団体の解散届	(市町村支援課) …………… 17
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課) …………… 17
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 17
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課) …………… 18

人事委員会

○福岡県人事委員会委員長の選挙	(人事委員会事務局任用課) …………… 18
○福岡県人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定	(人事委員会事務局任用課) …………… 18

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課) …………… 19
-------------------	----------------

告 示

福岡県告示第1888号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間

福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡久山町大字猪野734番1先から 糟屋郡久山町大字猪野767番1先まで
----	-----------	--

福岡県告示第1889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
福岡	県道	猪野線 篠栗	前	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番1先まで	5.6 ～ 15.0	410.0	
			前	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番1先まで	10.0 ～ 19.0	480.0	一般県道猪野土井線重用延長225.0メートル
			後	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで	5.6 ～ 19.0	436.0	
			後	糟屋郡久山町大字猪野1001番2先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで	10.0 ～ 19.0	480.0	一般県道猪野土井線重用延長225.0メートル

福岡県告示第1890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡久山町大字猪野724番1先から 糟屋郡久山町大字猪野715番16先まで

福岡県告示第1891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	猪野線 篠栗	糟屋郡久山町大字猪野722番1先から 糟屋郡久山町大字猪野725番1先まで

福岡県告示第1892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	八木山 若宮線	前	宮若市下 1590 番 1 先から 宮若市下 2058 番 1 先まで	14.2 ～ 15.3	36.6
				宮若市下 1590 番 1 先から 宮若市下 2058 番 1 先まで	14.7 ～ 31.7	
			後	宮若市下 1590 番 1 先から 宮若市下 2058 番 1 先まで	14.7 ～ 31.7	36.6

福岡県告示第1893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	岡垣 宮田線	宮若市四郎丸160番1先から 宮若市四郎丸30番3先まで

福岡県告示第1894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	上高橋 野町線	前	三井郡大刀洗町大字山 隈 1479 番 1 先から 三井郡大刀洗町大字山 隈 1484 番 25 先まで	10.2 ～ 17.2	60.0
				三井郡大刀洗町大字山 隈 1479 番 1 先から 三井郡大刀洗町大字山 隈 1484 番 25 先まで	10.2 ～ 17.2	
			後	三井郡大刀洗町大字山 隈 1479 番 1 先から 三井郡大刀洗町大字山 隈 1484 番 25 先まで	10.2 ～ 17.2	60.0

福岡県告示第1895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	塔瀬 十文字 小郡	前	三井郡大刀洗町大字鶴 木 741 番 1 先から 小郡市下岩田 16 番 2 先 まで	11.2 ～ 12.2	1,376.7
				三井郡大刀洗町大字鶴 木 743 番 1 先から 小郡市下岩田 17 番 3 先 まで	6.5 ～ 19.5	

福岡県告示第1896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年11月9日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	塔瀬 十文字線 小郡	井郡大刀洗町大字鶴木743番1先から 三井郡大刀洗町大字下高橋3646番1先まで

福岡県告示第1897号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市今在家字苗代町145番1及び145番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区香椎駅前三丁目26番27号
杉本 浩也
杉本 めぐみ

福岡県告示第1898号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩野北字久米3137番1

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糸島市志摩初65番地2 初団地1棟202号

仲西 陽子

福岡県告示第1899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般国道	200号	前	飯塚市川島226番12先から 飯塚市川島225番7先まで	20.9 ～ 23.8	22.9
			後	飯塚市川島226番12先から 飯塚市川島225番7先まで	22.5 ～ 22.5	22.9

福岡県告示第1900号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字正尻1594番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡1543番地3
株式会社 平興産
代表取締役 平本 敏夫

福岡県告示第1901号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字町326番1及び326番5から326番13まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
三井郡大刀洗町大字山隈1534番地1
有限会社 大栄開発
取締役 林 正利

福岡県告示第1902号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

医療機関の名称	所在地	有効期間
新中間病院	中間市通谷1-36-1	平成24年11月10日から 平成27年11月9日まで
村上外科病院	田川市魚町12-5	

福岡県告示第1903号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成21年1月福岡県告示第142号筑紫野都市計画道路事業3・4・6号次田大門線、3・4・10号栄町線（駅前広場）及び8・7・7号J R二日市駅自由通路線〔筑紫野市施行〕の変更を認

可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 事業施行期間
平成11年9月22日から平成30年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

福岡県告示第1904号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
糸島市川付字光1の9、1の44、1の114、13の1、13の3、19、字荒平45、47、48、49の1、86、87、90、93、100の2、105、148の3、字向川193の1、193の2、194、字川付251、269の1、353の1、字大漕395、431、439、441、字菖蒲谷463の1、465の1、467、472、473の1、473の4、474、477の1、長野字多々良820
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1905号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

宗像市神湊字新川先1278の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

公園用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1906号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宮若市小伏字亀甲1592番1、1592番2、1612番、1619番及び1619番2、字四反田1629番1、1629番3及び1629番6から1629番8まで、字仙間分1640番4、1640番5及び1640番9、字古川1727番1から1727番5まで、1729番1、1729番2及び1729番4か

ら1729番7まで並びに字野添1731及び1731番2並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

宮若市小伏1733番地1

大成運輸 株式会社

代表取締役 深田 栄治

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

ヨウ素ダストモニタ（備34）

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズ及びI S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請書の受付期間
- この公告の日から平成24年11月15日（木曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

ヨウ素ダストモニタ（備34）

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日（金曜日）

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、平成24年11月15日（木曜日）午前12時00分までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料については別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年11月29日（木曜日）現在において次の要件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、希望業種及び等級が次に該当する者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA
05	04	理化学精密機器	〃
05	06	計測機器	〃
05	11	諸機器	〃

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め

に応じて速やかに提供できると認められる者

- (4) 納入しようとする物品が、1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明として、仕様申立書を平成24年11月20日（火曜日）午前12時00分までに提出し、承認を受けている者。なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに同じなければならない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成24年3月26日23総セ第26600号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
FAX番号 092-643-3109
- 6 仕様等に関する質問の期限
調達物品の仕様に関する質問は、必ず書面（ファックス可）にて平成24年11月14日（水曜日）の午前12時00分までに提出すること。
なお、簡易な質問はこの限りでない。
- 7 契約の条項を示す場所
5の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
(1) 期間
平成24年11月9日（金曜日）から平成24年11月20日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
(2) 場所
5の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

10 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター調達班（行政南棟1階）

(2) 提出期限

ア 郵送する場合 平成24年11月28日（水曜日）

イ 持参する場合 平成24年11月29日（木曜日）午後4時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務センター入札室（行政南棟1階）

(2) 日時

平成24年11月30日（金曜日）午後2時00分

13 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全ての同意が得られれば直ちにその場で行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がないもの、または、入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金またはこれに代わる担保の納付が見積金額(税込金額)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札

16 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

18 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Continuous Monitoring Instruments for Radioactive Airborne Dust and Gaseous Iodine
- (2) Delivery period : By March 29, 2013
- (3) Delivery place :
Fukuyoshi Primary School
(Address : 4118 Nijyoyoshii, Itoshima-shi, Fukuoka, 819-1641 Japan)
- (4) Time Limit for Tender
4 : 00 P M on November 29, 2012
- (5) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office, 7-7,
Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
Tel 092-643-3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

内外着型耐刃防護衣外衣 3,600着

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年11月28日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

内外着型耐刃防護衣外衣 3,600着

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成25年3月29日まで

(4) 納入場所

福岡県警察本部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県一告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-643-3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年12月19日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
11	01	織 維	AA 又は同規模の実績を持つ A (履行証明書を提出すること)
12	01	百 貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号） 092-641-4141（内線2237）

（F A X） 092-622-6205

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成24年11月9日（金曜日）から平成24年12月18日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成24年12月19日（水曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部地下1階北側入札室

(2) 日時

平成24年12月20日（木曜日）午前11時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を

保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The general description of the contract that is going to be bid for
A purchase contract for blade-proof vests (A transaction by-the-lump price)
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on December 19 , 2012
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs Center, General Affairs
Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7 ,Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8576, Japan
TEL 092 - 641 - 4141 (Ext.2237)

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成2年福岡県条例第20号)第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成24年11月9日

福岡県知事 小川 洋

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ダイワ

福岡県京都郡苅田町鳥越町1番77

代表取締役 里 朗

2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

(1) 施設の種類

(2)に掲げる産業廃棄物の破碎施設

(2) 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

産業廃棄物の種類	一日当たりの処理能力
廃プラスチック類	31.3トン
木くず	21.9トン
ガラスくず等	23.7トン
がれき類	20.0トン

3 設置場所

福岡県京都郡苅田町鳥越町1番77

4 指定地域

福岡県京都郡苅田町鳥越町及び松山の各一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県京築保健福祉環境事務所環境課

6 閲覧の期間

平成24年11月9日から同年12月9日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成24年9月1日～9月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
北九州維新の会	宮本 浩二	宮本 ミチ子	北九州市若松区東二島2-1-29	平成24年9月6日
福内かずゆき後援会	福内 一之	福内 洋子	北九州市八幡西区友田3-6-19	平成24年9月20日
松尾まさたか後援会	松尾 正貴	山手 泰三	筑紫郡那珂川町仲4-6-12	平成24年9月27日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第111号

る。

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す
受 付 期 間 平成24年9月1日～9月30日

平成24年11月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	福岡市南区大楠1-30-21 福德ビル2F	福岡市中央区春吉3-21-8 春野南ビル4F	平成24年9月24日	平成24年9月26日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
宏志会	主たる事務所の所在地	福岡市西区豊浜1-10-13	福岡市城南区片江5-17-3-102	平成24年9月1日	平成24年9月7日
新日鉄八幡労働組合政治活動委員会	代表者	増田 隆男	品川 浩二	平成24年9月1日	平成24年9月5日
	会計責任者	野中 篤志	江上 英憲		
聡政会	政治団体の名称	聡政会	県南振興研究会	平成24年7月7日	平成24年9月19日
仁比そうへい弁護士の政治活動をサポートする法律家連絡会	会計責任者	仲井 和子	澤 幸男	平成24年9月10日	平成24年9月11日
福岡県農政連久留米市支部	代表者	尾形 浩文	国武 英彦	平成24年8月30日	平成24年9月4日
	会計責任者	尾形 浩文	国武 英彦		
ふくおか市民政治ネットワーク・福津	代表者	倉田 玲子	安藤 咲子	平成24年9月18日	平成24年9月18日
堀ひろゆきを応援する会	主たる事務所の所在地	福岡市西区豊浜1-10-13	福岡市城南区片江5-17-3-102	平成24年9月1日	平成24年9月7日
松尾よしみつ後援会	主たる事務所の所在地	春日市上白水3-48 2階	春日市岡本1-126	平成24年8月1日	平成24年9月20日
三浦正後援会	代表者	平井 滋伸	松井 秋吉	平成24年9月1日	平成24年9月21日
安河内としあき後援会	代表者	案浦 憲彦	池見 和馬	平成24年9月26日	平成24年9月26日

矢山なおじ後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町大字上府1270-1 サン・フォレストC207号	糟屋郡新宮町大字新宮118 新 宮アンプB号	平成24年9月1日	平成24年9月6日
----------	------------	-----------------------------------	---------------------------	-----------	-----------

(11 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第112号

平成24年11月9日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年9月1日～9月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
みんなの党福岡県議会第5支部	平成24年9月27日	平成24年9月27日
みんなの党福岡県議会第2支部	平成24年9月26日	平成24年9月26日

(2 団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
緑楠会	平成24年9月25日	平成24年9月25日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第113号

とおり告示する。

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次の

平成24年11月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年9月1日～9月30日

資金管理団体 指定の届出を した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
宮本 浩二	北九州市議会議員	北九州維新の会	北九州市若松区東二島2-1-29	宮本 浩二	平成24年9月5日	平成24年9月6日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第114号

。

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

受付期間 平成24年9月1日～9月30日

平成24年11月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
堀 宏行	福岡県議会議員	宏志会	主たる事務所の所在地	福岡市西区豊浜1-10-13	福岡市城南区片江5-17-3-102	平成24年9月1日	平成24年9月7日
山田 哲也	新宮町長	山田哲也後援会	公職の種類	新宮町長 候補者	新宮町議会議員 候補者	平成23年4月19日	平成24年9月10日
矢山 尚司	新宮町議会議員	矢山なおじ後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町大字上府1270-1 サン・フォレストC207号	糟屋郡新宮町大字新宮118 新宮アンプB号	平成24年9月1日	平成24年9月6日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第115号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年11月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年9月1日～9月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
楠田 幹人	衆議院5区	緑楠会	楠田 幹人	平成24年9月25日	平成24年9月25日

(1団体)

人事委員会**福岡県人事委員会告示第1号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第1項の規定に基づき、福岡県人事委員会は、平成24年10月29日、同委員会委員箕田孝行を同委員会委員長として選挙した。

平成24年11月9日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会告示第2号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第10条第3項の規定に基づき、平成24年10月29日、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員として福岡県人事委員会委員井手和英を指定した。

平成24年11月9日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

収用委員会

福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成24年11月9日

福岡県収用委員会

1 起業者の名称

福岡市

2 事業の種類

福岡都市計画道路事業3・3・20号福岡筑紫野線、3・2・11号別府香椎線、3・5・88号大楠平和線、3・4・48号清水上牟田線及び3・5・129号那の川平尾線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡市南区大楠二丁目	24番	宅地	314.14（310.74）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積29.46平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調書に基づくものである。

4 土地所有者の氏名及び住所

藤浦八重子

福岡市南区大楠二丁目3番7号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(1) 有限会社藤浦ボデー製作所

福岡市南区大楠二丁目3番7号

土地使用借権

(2) 株式会社フジサン

福岡市南区大楠二丁目3番7号

土地使用借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年10月26日